

テナントの入居や建物の**増改築**をお考えの皆様へ

知らない間に消防法令違反！？

テナントの入居や建物の増改築により、知らない間に『**消防法令違反**』となっている場合があります。

これらをお考えの方は、新たに消防用設備等の設置が必要になるか

『**消防署に相談**』し、必要な届出を提出してください。

★消防法令違反の例



事務所ビルの空きテナント(階段が1つで3階以上の階)に、**不特定多数**の方が利用する飲食店や物品販売店舗などが入居すると、自動火災報知設備の設置が必要です。 ※他にも様々なケースが考えられます。

★必要な届出

店舗や事務所等を新たに始める場合、『防火対象物使用開始届出』を使用開始の7日前までに消防署へ提出をお願いします。

★消防法令に違反した場合

①違反建物を公表します。

消防局ホームページに建物の**名称**、**所在地**、**違反内容**を掲載し、建物の危険性をお知らせします。

②行政処分の対象になります。

消防法に基づく命令や告発による罰則を受ける場合があります。

また、命令を受けると建物の主要な出入りに危険を知らせる標識が設置される場合もあります。

お問い合わせ先

宇都宮市消防局 予防課 指導グループ TEL ☎028-625-5506

管轄消防署・分署はインターネットで検索できます。

※ 詳しくは、本市ホームページもご覧ください。



ぜひ
アクセス
してね！

